

日助発第 88 号

2024 年 8 月 14 日

自民党看護問題小委員会

委員長 田村 憲久 様

公益社団法人日本助産師会

会長 高田昌代



政策に関する要望書

公益社団法人日本助産師会は、助産師の職能団体として次世代を担う子どもたちを安心して産み育てられる社会を目指し、妊娠・出産・育児の支援を行っております。

令和 5 年 12 月に策定されたこども大綱では、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針において、周産期医療体制や産後ケア事業の全国展開、安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後の切れ目ない支援及び児童期から思春期の健康教育として発達段階に応じたプレコンセプションケアの推進等があげられています。子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえ、養育者への支援の充実は不可欠であります。さらに、女性およびそのカップルが子どもをもつことを欲した際に、その実現のために寄り添い、豊かな人生となるような支援も重要であります。

これら、国が目指す社会の実現に向け以下の事項を要望いたします。

要 望 事 項

1. 産後ケア事業の更なる充実と推進を図られたい。

- 1) 産後の母子が日本のどこに住んでいても、希望すればだれでも産後ケアが利用できる体制整備を図られたい。
- 2) 委託先の確保ができるよう、助産師会などの集合契約等、広域での産後ケア事業を受託する助産師・助産所を増やす取り組みに対して支援を図られたい。
- 3) 産後ケア事業に関する都道府県による支援の充実に向けた、産後ケアを含む成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置に関し更なる推進を図られたい。県内での広域連携を図るための協議会のメンバーに、産後ケアを実践している都道府県助産師会を入れていただきたい。
- 4) 産後ケアに従事する助産師・助産所を対象とした安全管理研修への支援を図られたい。

2. 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の実施事業で妊娠後期の面談の全例実施と面談時に地域で引き続き子育て支援を行っていく専門職である助産師を活用されたい。

3. 不妊・不育症と向き合いつつ就業する女性・家族の支援に、サポーター研修の周知と修了者の活用を図られたい。

要 望 理 由

1. 産後ケア事業の更なる充実と推進を図られたい。

1) 産後の母子が日本のどこに住んでいても、希望すればだれでも産後ケアが利用できる体制整備を図られたい。

産後ケア事業が母子保健法に位置づけられ、2024年（令和6年）度末までの全国展開を目指しておられます。このように市区町村の整備は進んではいますが、産後の母子が日本のどこに住んでいても希望すれば産後ケア事業を利用できる状況ではありません。例えば、里帰り出産を行っていても、女性の就業率が高くなっていることから里帰り先の母子の世話人（多くは実父母）が常時不在の場合もあり、母親が産後ケア事業を希望しても、市区町村の産後ケア事業委託先でなければ利用できない市区町村がほとんどです。産後ケア事業が産後の母子の目線での充実と推進となるよう、希望するすべての母子が利用できる体制づくりの強化を国から都道府県ならびに市区町村への指導を要望します。

2) 委託先の確保ができるよう、助産師会などの集合契約等、広域での産後ケア事業を受託する助産師・助産所を増やす取り組みに対して支援を図られたい。

令和4年度子ども・子育て支援推進調査 研究事業「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究」では、産後ケア事業の委託先確保が困難な状況にあることが示されています。日本助産師会の調査では、分娩を取り扱わない助産所開業者が増加傾向にあり、32都道府県助産師会が、産後ケア事業を受託する助産師・助産所を増やす取り組みを行っています。そのうち19道府県が潜在助産師を産後ケア事業に従事する取り組みをし、努力を重ねています。本会の産後ケア事業の担い手を増やすための取り組みに対して、資金支援を要望します。

3) 産後ケア事業に関する都道府県による支援の充実に向けた、産後ケアを含む成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置に関し更なる推進を図られたい。

令和5年より進められている、母子保健に関する都道府県広域支援強化事業として、協議会の開催がされ、関係者として各都道府県助産師会が参加しているのは全国で14道

県に過ぎません。産後ケア事業が市区町村事業であるため、委託手続きの方法や産後ケア事業に関する提出書類の書式等が市町村によって様々です。本会の調査によれば、調査対象助産所の半数以上において書式が統一されていない実態が示されました。令和5年のこども家庭庁の調査による市町村が都道府県に求める支援として「集合契約等域内での契約実務の支援」や「産後ケア事業者との情報連携のための書式や連携フローの策定」のように、これらを検討する都道府県が設置する協議会の設置が必要です。また、産後ケア利用者が支払う負担金額に差があるために利用状況に差が生じていることに加え、市町村によって受託契約内容にも違いがあるため、産後ケアの提供体制にも地域差が生じています。国が標準的な書式や連携フロー、料金設定例を示し、これらを検討する協議会を早急に設置するよう都道府県への具体的な指導を要望します。

4) 産後ケアに従事する助産師・助産所を対象とした安全管理研修への支援を図りたい。

安全で質の高い産後ケアの提供を目指し、本会においては、2019年より「産後ケア実務者研修」を実施し、2023年3月までの修了者は1,618名となりました。安全で質の高い産後ケアの提供をするために、今後も研修を推進していきませんが、妊産婦の産後ケアへのニーズは高く、潜在的なリスクを抱える母子も増えていることからSIDS(乳幼児突然死症候群)などに備えて更なる安全管理を強化していく必要があります。産後ケア事業の委託先である助産所は、家庭的な環境のもとで、暖かいケアを受け、安心して産後の日々を過ごすという大きな利点があります。しかし一方で、助産所は、医療施設や保育施設と異なり、医療機器の備えや人員配置基準がありません。しかしその中で万全な安全管理を推進する必要があります。助産師、助産所を対象とした新規の安全管理研修への支援として、予算をいただきたい。

2. 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の実施事業で妊娠後期の面談に助産師の活用を促進されたい。

養育者の強い不安やうつ状態は、子どもと養育者との相互作用に支障をきたし、子どもの健やかな成長・発達に影響を与えているといわれています。産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築することが重要であり、その実現の一翼を担うのが産前・産後ケア事業や妊娠期からの伴走型相談支援であるといえます。

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の実施事業は、全ての妊娠・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐこととなっています。しかし、地域によっては子育て包括支援センターで母子健康手帳の交付を、事務職員や保育士が担当しているところもあるのが実情です。北欧で実績のあるネウボラ制度のように妊娠の初期段階から継続的に産後や2歳までの低年齢期の子育てに寄り添うことが母親のメンタルヘルスの面からも効果的です。とくに、女性が出産・育児の見通しを立てる妊娠後期に専門家が面談を行い、

個別性のある情報提供や意思決定支援を行うことが重要であるとされています。分娩を前にしたこの時期の女性へ、子どもや家族にとって身近で相談に応じる継続的なケア（切れ目のない支援）の提供に結び付けるために、地域の助産師を起用・促進されたい。

3. 不妊・不育症と向き合いつつ就業する女性・家族の支援に、サポーター研修の周知と活用を図られたい。

現在、女性の生涯を通じた健康支援として、学童期・思春期の健康相談、不妊症や不育症、若年妊娠等、妊娠・出産をとりまく様々な悩み等への支援、プレコンセプションケアを含め、性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じて切れ目のなく実施することが求められています。とくに不妊・不育症に向き合いつつ就労する女性は年々増加傾向にあり、厚生労働省も『くるみん認定』を推進して治療と仕事の両立支援を目指しています。

本会では、厚生労働省委託事業として令和3年（2021年）年度から「不妊症・不育症のピアサポーター等の養成講座」を開催し、不妊症・不育症の女性やそのパートナーを支援できる人材の育成を行っています。現在までに3,920名（医療従事者2,958名、ピアサポーター962名）が修了し、今年度も継続的に事業展開しています。不妊症及び不育症はプライベートなことであるゆえに職場内でも認知されにくい状況があります。また、不妊症及び不育症で受診していることも、治療が実を結ばなかったことを考えると、他の方に言えない状況にもあります。

自分が正しい知識を持って治療に向き合うカップルに寄り添える本研修の修了者と、支援を必要とする当事者や企業等を結びつける情報共有の場としてポータルサイトの場を整備するための資金支援をお願いしたい。

以上